

都市計画法第 8 1 条第 1 項の規定に基づく除却命令

所在地番	南区御園四丁目 5 7 3 8 番 2 1 2、2 1 3
区域区分	市街化調整区域
建築物の所有者	株式会社折本設備 代表取締役 折本 親孝 代表取締役 高橋 幸男
違反建築物の概要	上屋 鉄骨造 約 145 m ²
原因となる事実	都市計画法第 4 3 条の許可を受けずに建築物を建築した
違反法令及び条項	都市計画法第 4 3 条（無許可の建築物）
措置命令の内容	当該違反建築物の除却
命令発令日	令和 3 年 3 月 2 日
履行期限	令和 3 年 6 月 2 日

